

一般社団法人 日本脳神経外科学会近畿 役員選任細則

(目的)

第1条 この細則は、一般社団法人 日本脳神経外科学会近畿（以下、「この法人」という）の定款第5章第24条に基づく役員選任に関し必要な事項を定める。

(役員 of 定年)

第2条 就任後に満65歳となった理事及び監事の任期は、当該事業年度の定時支部代議員会の終結の時までとする。

2. 理事又は監事が定年で退任した場合には、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(細則の変更)

第3条 本細則の改正は、理事会の議を経て、社員総会の承認を得なければならない。

附則

1. この細則は平成31年4月6日から施行する。